

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、連担建築物設計制度による一団地内の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

1 申請者の住所および氏名

秋田県秋田市将軍野南一丁目2番3号

株式会社クレメンティア 代表取締役 頼 泰 樹

2 一団地の区域

秋田市八橋本町六丁目289番1、289番3、289番4、289番5、289番6、289番7、289番8、289番11、289番12、289番13、289番14、289番15、291番1、297番3、297番4、297番6および297番7

3 認定年月日

令和8年6月12日

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。